

— 1. ヤングケアラーとは

どのようなこと
が浮かびますか



3

— ヤングケアラー・・・と聞くと

子どもが、

- ・ いろいろな家事をしている
- ・ 家族の看病や介護をしている
- ・ きょうだいの世話をしている

こんなイメージが浮かぶかもしれません。



4

— ヤングケアラーとは

家族にケアが必要な人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートを行っているこどもや若者のこと

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

(子ども・若者育成支援推進法 2024年6月改正)



— ヤングケアラーとは



料理・洗濯などの家事



幼いきょうだいの世話



お世話・見守り



入浴・トイレの介助



依存症などの親の世話



外国人や障害者の通訳



家計を支える



声掛け・見守り



看病



身の回りのお世話

©Maho Baba

参考出典：日本ケアラー連盟資料を参考に作成



— ヤングケアラーの捉え方

ヤングケアラー＝支援が必要な子どもではないという視点

家族のケアで悩みを抱えている子ども
家族のケアで子どもとしての生活に支障が出ている子ども
⇒ 支援が必要な子ども

気持ちと実態のバランスがとれているか
孤立していないか



7

— ヤングケアラーアセスメントの視点

1. 「子どもの権利」が守られているか
2. 家族の状況はどうか
3. ヤングケアラーである子どもの状況
子ども本人の認識やニーズはどうか

複合的な視点と支援が必要



8

ヤングケアラーの実態に関する調査研究

「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」との問いに対し「はい」と答えた割合



世話をしている家族は「きょうだい（幼い）」「父母」「祖父母」
例) 見守り、家事、世話や送り迎え、話を聞く、入浴やトイレの世話



世話をする時間は1日平均4時間

(%)

	調査数	3時間未満	3-7時間未満	7時間以上	無回答
中学2年生	319名	42.0	21.9	11.6	24.5
全日制高校2年生	307名	35.8	24.4	10.7	29.0
定時制高校	31名	19.4	25.8	9.7	45.2
通信制高校	49名	30.6	34.7	24.5	10.2

※ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年3月）



— 子どもの気持ちは

大阪市立中学校生徒を対象にしたヤング
ケアラー実態調査（2022）から

家族との絆が深い 90%	当てはまる・どちらかという当てはまる		
他の人の気持ちがわかる	// //		82%
家族の役に立っている	// //		65%
同級生より家事ができる	// //		55%
家族だから当たり前のこと	// //		29%

今、してほしいサポート			
勉強のサポート	52.1%		
家族や自分のことについて一緒に考えてくれる支援	16.5%		
家事のサポート	11.0%		
特にない	37.5%		

家族のケアをしていることを話した相手			
友人	78.1%	親戚	35.0%
学校の先生	31.4%	保健室の先生	4.3%

誰かに相談するほどの悩みではない	74.5%
相談しても状況が変わるわけではない	24.1%



2. 子どもの権利と ヤングケアラー



子どもの権利条約とは

子どもがひとりの人間として、基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約

- 1948年 世界人権宣言
- 1959年 子どもの権利宣言
- 1978年 「子どもの権利条約」草案をポーランド政府が提出
- 1989年 国際連合総会において採択
日本は1990年署名、1994年批准
- 2016年 児童福祉法の改正 子どもの権利条約の理念
- 2022年 「こども基本法」 こどもを真ん中に
- 2023年 「こども家庭庁の設立」



子どもの4つの権利

第I部（1～41条）、第II部（42～45条）
第III部（46～54条）

生きる権利

子どもの命が守られ、健康かつ人間らしい生活を送ることができること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や虐待、搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体をつくったりできること



— *Nothing without us about us*
「私たち抜きで、私たちのことを語らないで」

子どもの最善の利益とは

「意見を聴いてもらえた」

「自分の人生を自分で決めた」

と、子どもが感じられているかどうか



ヤングケアラーは、子どもの権利が守られているでしょうか



15

3. 福岡市ヤングケアラー相談窓口 「SOS子どもの村」について

2021.11 専用相談窓口の設置
(対象年齢：20歳以下)

電話 092-982-0073 FAX 092-737-8665
開設時間 月～土 10時～18時 (土曜日は17時まで)
定休日 水曜日、日祝日



16

相談事業

電話相談、個別相談（面談、SNS等）
学校・関係機関との連携・支援
アウトリーチ

啓発推進

研修の実施、啓発動画の作成、
啓発物（リーフレット、ポスター、
カード）

居場所活動

サロン・オンラインサロン・イベント

ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業（2023.～）

週2回1回2時間 ※保護者不在の場合は2名ヘルパー派遣

「SOS子どもの村」が運営する児童家庭支援センターやショートステイと連携



広報物

小学生向けリーフレット・カード
中高生向けリーフレット・カード

ヤングケアラー啓発
マンガ冊子

動画



— ヤングケアラー啓発研修

2023年度24回 1,017人

各区、公民館、センターなどにおいて

対象者：民生委員児童委員、人権擁護委員

自治会役員、関係機関職員、地域の方

お知らせを
SNSで発信中！



日々の活動やメディア掲載、
サロンに関するお知らせなどを発信しています。



— こどもカレーまつり（公民館にて）

2023.3実施

こども食堂さん謹製のカレーを提供
小学生～高校生の子もたちや親子での来
場者で賑わう

こどもカレーまつり

みんな
おいどー!!



- ★ヤングケアラーや子どもの権利についての展示
- ★ヤングケアラーの絵本やマンガコーナー
- ★アンケート
- ★カレーくじ引き



一 校区社協主催のイベント 2023.10実施

- ★三角くじ
- ★アンケート
「ヤングケアラーについて知ってる？」
「子どもの権利について知ってる？」
200名の子どもや大人がアンケートや
くじに参加！



21

一 研修の中でこのようなこえが

- ・家族のなかに、中学生や高校生がいたら、ケアの担い手がいるという認識で介護支援計画を考えていました。（高齢者のケアマネージャー）
- ・長年支援をしていた家庭の成人した子どもさんから「子どものころいつも夜電話があるのが嫌だった」と聞きました。そうですよね。いつも子どもさんがいる時間に電話して、親御さんへの連絡をお願いして当たり前前とっていました。（聴覚障害の方の支援員）
- ・私も先生に言われて気づいた。やはり自分だけでは気づけないことも多い。気づくきっかけになると思うので、ヤングケアラーという言葉が広まってほしい（学生）



22

相談状況 対応方法の推移

延べ相談件数

2021/11/15-2022/3/31

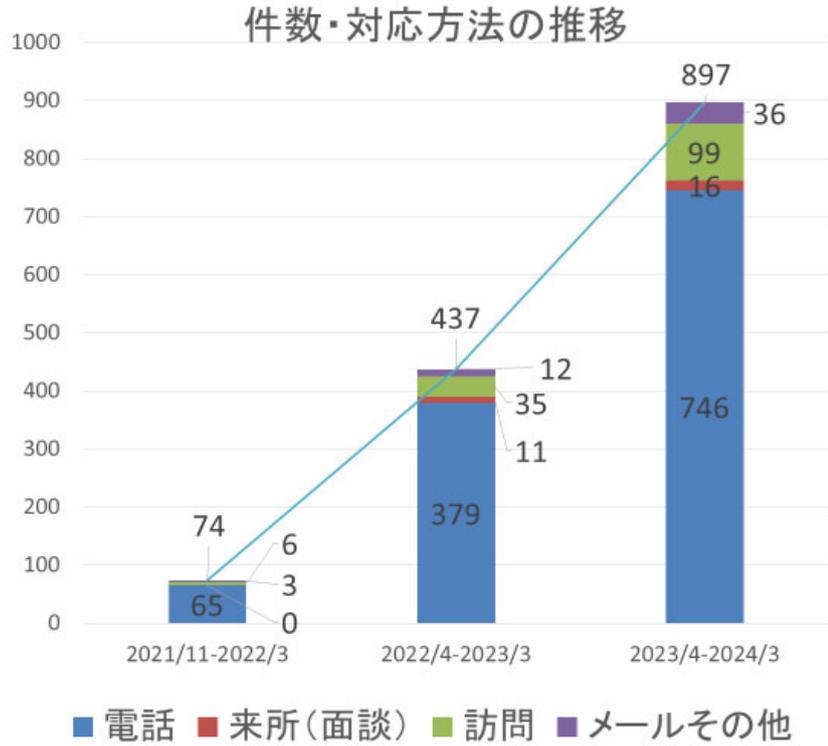
80件

2022/4/1-2023/3/31

437件

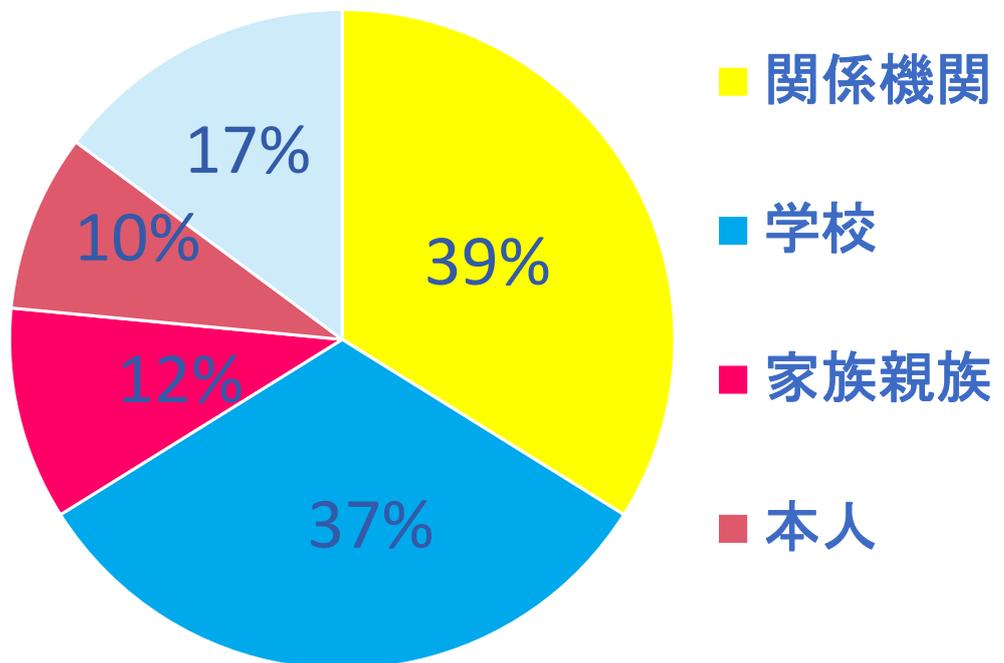
2023/4/1-2024/3/31

897件



相談状況 相談者区分

2021/11/15～
2024/6/30



一 アウトリーチ(家庭訪問・学校訪問)

- ・家庭や学校を訪問してヤングケアラー本人と面談
- ・ソーシャルワーカーや心理士が訪問

【面談内容】

- ・ 学校の様子
- ・ 家庭での様子(ケアのことなど)
- ・ 進路や将来のこと
- ・ 本人が1番困っていること
- ・ まわりの人のこと

- ・ 知らない人に相談したくない
- ・ 親に相談について知られたくない
- ・ 相談窓口に行くことが難しい
- ・ 相談するほど困っていない



25

一 ヤングケアラー・若者ケアラーサロン

大学生、専門学校生などの当事者が参加。
「昔の自分に言ってあげたいことは？」

- ⇒気にしなくていい
- ⇒愚痴を話せる人に愚痴っていいんだよ。
- ⇒昔の自分に障害児への声掛けや、
介護のやり方などを教えてあげたい



雑談トーク：きのこ派？たけのこ派

学生が集まり、同年代のヤングケアラーに会うのは初めてという人もいた。
昔を振り返りながら、家族や考え方について話し合った。



26

子ども自身の将来と家族への思い

家族に対する
思い

「家族を大切にしたい」
「私が支えないと」

子どもの
希望

「勉強したい」
「遊びたい」

バランスを考えながら、子どもや家族の
生活の向上



27

支援のときに大事にしていること・課題

子どものことを(ケアしていること) **否定しない**

保護者を **批判しない**

「ヤングケアラー」という言葉を使うだけで、

保護者は、自分を **否定された気持ち** になることがある。



28

— 支援のための関係機関の連携・調整

- ・ 相談窓口が明確になっていること
- ・ どこがマネジメント機能をもつのか明確にすること（いつまで、どのように）
 - ・ 子どもの対象年齢や属性により
 - ・ 家族と何らかの接点がある機関を通して
 - ・ 短期的視点と長期的視点をもって



29

— 4. 私たちができること

事例：どんなことができるか
考えてみよう



30

一 ヤングケアラー支援は何を目指すのか？

子どもが自分の人生を自分で決めたと感じられているだろうか

子どもの視点で状況を考えてみるとどうだろう

そもそも家族のケアは家族で…だろうか？
社会で育てる、ケアをすることの風土の醸成

子どもの権利擁護をどのようにしていくか。

子どもを真ん中においた支援とは？



31

一 わたしたちができること

- ・ ヤングケアラーについて知る
- ・ いざというときに話せる誰かがいることを伝える
- ・ あいさつ・声掛けをする
- ・ 子どもの居場所や交流できる場所をつくる

医療支援関係機関として

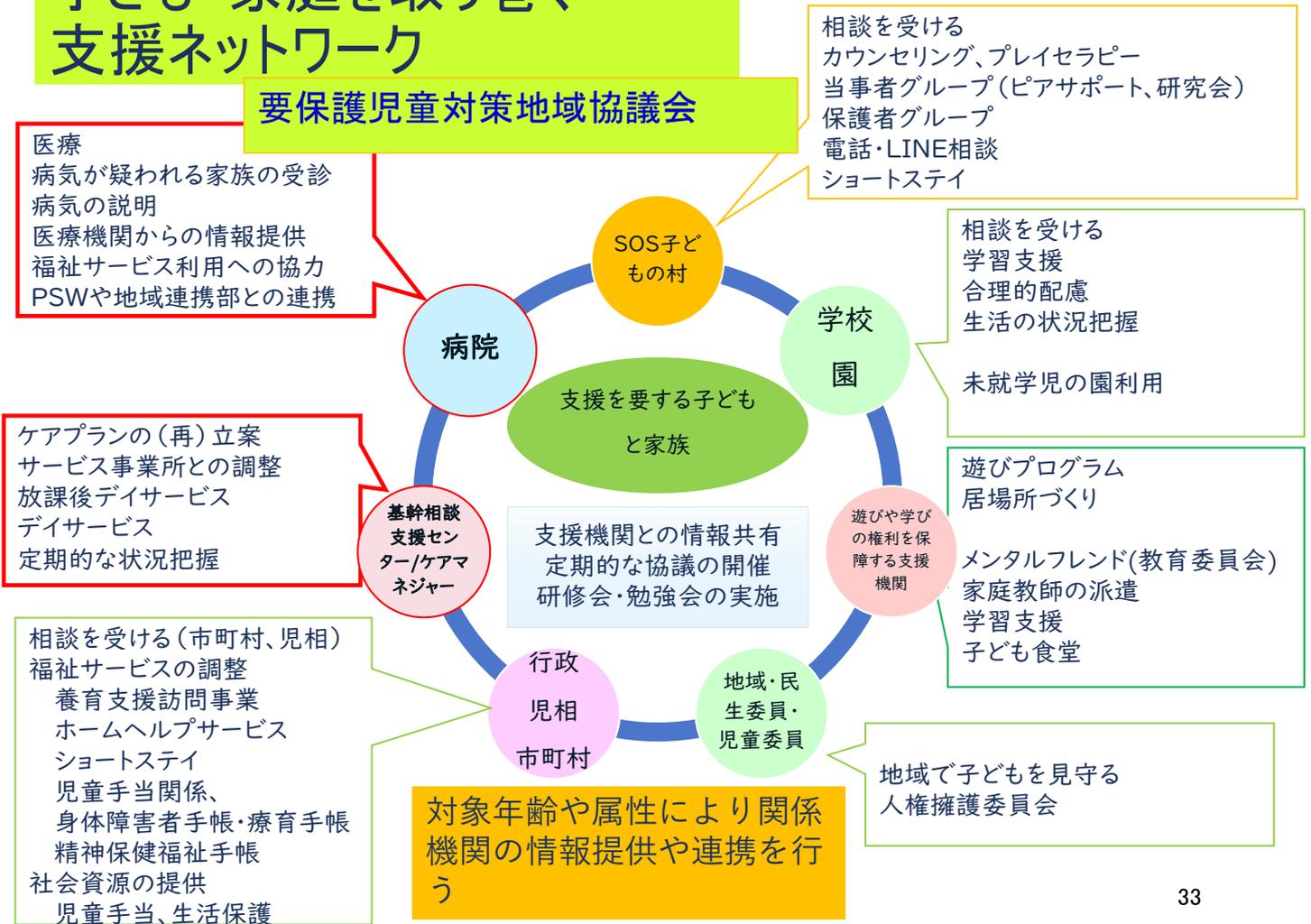
自身の仕事のなかで思い当たる家族・子どもはいないか考えてみる



32

子ども・家庭を取り巻く 支援ネットワーク

要保護児童対策地域協議会



No child should grow up alone
子どもが独りで育つことがない社会をめざして

ご清聴ありがとうございました。

